

令 和 5 年 度

公共用 水 域 及 び 地 下 水 の 水 質 測 定 計 画

宮 崎 県 環 境 管 理 課



# 公共用水域の水質測定計画

# 令和5年度 公共用水域の水質測定計画

## 第1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 測定方法等

### 1 測定の期間

測定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### 2 測定の項目

測定の項目は、次の区分により、当該水域の特性に応じて選定するものとする。

#### (1) 環境基準項目（40項目）

##### ア 生活環境項目（13項目）

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌数、<sup>n-りん</sup>キサン抽出物質(油分)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)、底層溶存酸素量(底層DO)

##### イ 健康項目（27項目）

カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr(VI))、砒素(As)、総水銀(T-Hg)、アルキル水銀(R-Hg)、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(MC)、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素(NO<sub>3</sub>-N・NO<sub>2</sub>-N)、ふつ素、ほう素及び1,4-ジオキサン

#### (2) 要監視項目（27項目）

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソ

キサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン並びにペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

### (3) 特殊項目・その他の項目（9項目）

フェノール類、銅(Cu)、溶解性マンガン(Mn)、全クロム(T-Cr)、アンモニア性窒素(NH<sub>4</sub>-N)、トリハロメタン生成能、ふん便性大腸菌群数、透明度及び全有機炭素

### 3 実施機関及び測定水域

測定は、県、国土交通省、水質汚濁防止法第28条第1項の規定に基づき政令市の指定を受けた宮崎市（以下「宮崎市」という。）及びその他の市町が調整を図って実施するものとし、測定の内容等については別表1のとおりとする。

### 4 測定の回数

測定は、原則として環境基準点においては毎月実施し、補助地点又はその他の測定地点においてはその水域の特性に応じて所要の回数を実施する。その内容は別表1のとおりとする。

### 5 測定の方法

測定の方法は、昭和46年12月28日環境庁告示第59号等に定められた方法によるものとする。

## 第3 測定結果等

### 1 送付

実施機関は、測定結果を四半期又は半期ごとに知事に送付するものとする。

### 2 その他

(1) 実施機関は、環境基準等に適合しない測定項目があるときには、結果を遅滞なく知事に連絡するものとする。

(2) この計画に定めのない事項について必要があるときは、その都度知事と各測定実施機関が協議の上、定めるものとする。

## (参考)

## (1)河川等の「生活環境の保全に関する環境基準」

ア BOD等(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	生物化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌数
AA	水 道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	20CFU/ 100mL以下 備考2
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以 下	25mg/L 以 下	7.5mg/L 以 上	300CFU/ 100mL以下
B	水 道 3 級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以 下	25mg/L 以 下	5mg/L 以 上	1000CFU/ 100mL以下
C	水 産 3 級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以 下	50mg/L 以 下	5mg/L 以 上	—
D	工 業 用 水 2 級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以 下	100mg/L 以 下	2mg/L 以 上	—
E	工 業 用 水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以 下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以 上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目( $n$ は日間平均値のデータ数)のデータ値( $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。						
2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU／100ml以下とする。						
3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。						

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道1級:ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

" 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産1級:ヤマメ、イワナ等の貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

" 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3級:コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※ 本県の水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)  
曾木川、細見川、谷之木川、大平川上流の水域に属する地点

## イ 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以 下	0.001mg/L 以 下	0.03mg/L 以 下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以 下	0.0006mg/L 以 下	0.02mg/L 以 下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以 下	0.002mg/L 以 下	0.05mg/L 以 下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以 下	0.002mg/L 以 下	0.04mg/L 以 下
備考 基準値は、年間平均値とする。				

ウ COD等(海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					
		水 イ オ ン 度 ( pH )	素 化 学 的 要 求 ( COD )	溶 酸 素 量 ( DO )	n-ヘキサン (油分等)	大腸菌数 抽出物質	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	検出されないこと。	300CFU /100mL以下 <small>備考2</small>	
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	検出されないこと。		
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以下	—		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目( $n$ は日間平均値のデータ数)のデータ値( $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。
- 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。
- 3 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

“ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※ 本県の自然環境保全を利用目的としている地点

日豊海岸国定公園地先海域、北浦湾、日南海岸国定公園区域内の海域に属する地点

(3) 公共用水域の測定地点数(令和4年度との比較)

実施機関	地点の区分	河川		海域		湖沼		計	
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
県		118	118	38	38			156	156
国土交通省		23	23					23	23
宮崎市		31	31	4	4			35	35
その他の市町		60	60	5	5	1	1	66	66
計 (延べ測定地点数)		232	232	47	47	1	1	280	280
実測定地点数		190	190	47	47	1	1	238	238

## 測定項目について

### (1) 環境基準項目

#### ア 生活環境項目

物質名	概要
水素イオン濃度 (pH)	液体中の水素イオン濃度のことをいう。水中の水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性とし、7より大きいものをアルカリ性、小さいものを酸性という。
溶存酸素量 (DO)	水中に溶けている酸素量のことをいう。汚濁度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量のことをいう。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。
浮遊物質量 (SS)	粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の量をいう。水の濁りの原因となる。
大腸菌数	大腸菌は、一般に人畜の腸管内に常棲する細菌で、その水がし尿で汚染されているかどうかを判断する指標となる。
化学的酸素要求量 (COD)	水中の有機物等を酸化するときに要する酸素の量のことと、湖沼や海域における汚濁指標として採用されている。
n-ヘキサン抽出物質 (油分)	主として排水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等の総称。油分の量を表す指標となる。
全窒素 (T-N)	海域の富栄養化の要因物質
全燐 (T-P)	海域の富栄養化の要因物質
全亜鉛 (Zn)	主に亜鉛メッキ、黄銅の原料として使われる物質。 魚介類への影響（成長低下）が懸念される。
ノニルフェノール	界面活性剤の合成原料等に使用される物質。 魚介類への影響（内分泌攪乱）が懸念される。
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	家庭の洗濯用洗剤等に用いられる物質。 魚介類への影響（繁殖への影響）が懸念される。
底層溶存酸素量 (底層DO)	底層のDO濃度

#### イ 健康項目

物質名	主な用途	有害性
カドミウム (Cd)	メッキの原料、ニッケル・カドミウム蓄電池	イタイイタイ病の原因物質。 慢性中毒により、腎機能障害を起こすおそれがある。
全シアン (CN)	触媒、メッキ	高濃度で取り込んだ場合、組織呼吸の抑制により死に至るおそれがある。
鉛 (Pb)	バッテリー、はんだの原料	発がん性のおそれがある。
六価クロム (Cr (VI))	顔料、染料、塗料	発がん性、手足の発赤、粘膜の炎症を起こすおそれがある。
砒素 (As)	半導体の原料、ガラスの消泡剤	急性中毒ではめまい、頭痛、角化や色素沈着、慢性中毒では、皮膚の角質化や末梢神経症を起こすおそれがある。
総水銀(T-Hg)	電極、水銀灯、蛍光灯	中枢神経障害を起こすおそれがある。
アルキル水銀 (R-Hg)	電極、水銀灯、蛍光灯	中枢神経障害を起こすおそれがある。
P C B	絶縁体、熱媒体、可塑剤	慢性中毒では、皮膚障害、肝障害を起こすおそれがある。
ジクロロメタン	金属の脱油脂洗浄剤、各種溶剤	肝毒性、発がん性のおそれがある。
四塩化炭素	化学物質の原料	発がん性のおそれがある。
1, 2-ジクロロエタン	クロロエチレンの原料、フィルム洗浄剤	発がん性のおそれがある。
1, 1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン樹脂の原料	慢性中毒による肝臓の組織変化を起こすおそれがある。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	用途はない（副生成物、分解	変異原性のあるおそれがある。
1, 1, 1-トリクロロエタン	代替フロンの原料	中枢神経系の抑制作用及び麻酔作用を起こすおそれがある。
1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレンの原料	変異原性のおそれがある。
トリクロロエチレン	代替フロンの原料、脱油脂洗浄	発がん性のおそれがある。
テトラクロロエチレン	代替フロンの原料	発がん性のおそれがある。
1, 3-ジクロロプロペン	農薬（殺虫剤）	発がん性のおそれがある。
チウラム	農薬（殺菌剤）、ゴムの加硫促進剤	変異原性のおそれがある。
シマジン	農薬（除草剤）	慢性毒性のおそれがある。
チオベンカルブ	農薬（除草剤）	肝障害、腎障害を起こすおそれがある。
ベンゼン	化学物質の合成原料、合成ゴム	発がん性のおそれがある。
セレン	コピー機の感光ドラム、整流器、ガラスの着色剤	眼や呼吸器への刺激を起こすおそれがある。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (NO <sub>3</sub> -N, NO <sub>2</sub> -N)	肥料、酸化剤	高濃度の摂取で乳児のメトヘモグロビン血症を起こすおそれがある。
ふつ素	代替フロンの原料、ガラスの表面加工	斑状歯が発生するおそれがある。
ほう素	断熱材、ガラス繊維の原料	呼吸器障害、中推移神経障害を起こすおそれがある。
1, 4-ジオキサン	有機化合物を製造する際の反応溶剤	発がん性のおそれがある。

(2) 要監視項目

物質名	主な用途	有害性
クロロホルム	代替フロン、フッ素樹脂の原料	発がん性のおそれがある。
トランス-1,2-ジクロロエチレン	なし（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの分解生成物）	吐き気、嘔吐、中枢神経系の抑制を起こすおそれがある。
1,2-ジクロロプロパン	テトラクロロエチレンの原料、金属洗浄の溶剤	鼻腔粘膜の過形成、血液系に影響を与えるおそれがある。
p-ジクロロベンゼン	衣類の防虫剤、トイレの防臭剤	肝臓への毒性、肺炎、好酸球增多症を起こすおそれがある。
イソキサチオノン	農薬（殺虫剤）	神経系に影響を与えるおそれがある。
ダイアジノン	農薬（殺虫剤）	神経系に影響を与えるおそれがある。
フェニトロチオノン	農薬（殺虫剤）	神経系に影響を与えるおそれがある。
イソプロチオラン	農薬（殺菌剤）	肝臓、腎臓に影響を与えるおそれがある。
オキシン銅	農薬（殺菌剤）	消化器障害を起こすおそれがある。
クロロタロニル	農薬（殺菌剤）	発がん性のおそれがある。
プロピザミド	農薬（除草剤）	肝臓、甲状腺に影響を与えるおそれがある。
E PN	農薬（殺虫剤）	神経系に影響を与えるおそれがある。
ジクロルボス	農薬（殺虫剤）	神経系に影響を与えるおそれがある。
フェノブカルブ	農薬（殺虫剤）	血液系に影響を与えるおそれがある。
イプロベンホス	農薬（殺菌剤）	血液系、脳に影響を与えるおそれがある。
クロルニトロフェン	農薬（除草剤）	発がん性のおそれがある。
トルエン	油性塗料、接着剤の溶剤	神経系、腎臓、肝臓、血液系に障害を起こすおそれがある。
キシレン	油性塗料、接着剤の溶剤	眼やのどに対する刺激性や中枢神経へ影響を与えるおそれがある。
フタル酸ジエチルヘキシル	塩化ビニル樹脂の可塑剤	肝臓、腎臓に影響を与えるおそれがある。
ニッケル	ステンレス、各種合金	発がん性のおそれがある。
モリブデン	特殊鋼の原料	関節の痛みを起こすおそれがある。
アンチモン	バッテリーや半導体に使用される合金	肝臓、骨髄に影響を与えるおそれがある。
塩化ビニルモノマー	合成樹脂の原料	発がん性のおそれがある。
エピクロロヒドリン	エポキシ樹脂の原料	発がん性のおそれがある。
全マンガン	合金の原料	運動失調、パーキンソン病を起こすおそれがある。
ウラン	原子核燃料	腎毒性を起こすおそれがある。
PFOS及びPFOA	泡消化薬剤、フッ素樹脂製造	環境残留性及び生体蓄積性がある。

(3) 特殊項目・その他の項目

物質名	概要
フェノール類	殺菌消毒薬、ビスフェノールAの原料に使用される物質。接触性皮膚炎、吸入による中枢神経に影響を与えるおそれがある。
銅 (Cu)	自然界に広く分布しており、メッキ等に使用される物質。生体必須元素の一種で、大量に摂取すると慢性中毒を起こすおそれがある。
溶解性マンガン(Mn)	地殻中に存在する生物には必須元素の一種。慢性神経症（マンガン病）をおこすおそれがある。
全クロム(T-Cr)	メッキ等に用いられる物質。3価クロムはほとんど毒性がないが、6価クロムは極めて高い毒性を有する。
アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)	水中にアンモニア塩として含まれる窒素のことをいう。主として尿や生活排水の有機物の分解や工場排水に起因する水質汚染の指標となる。アンモニア性窒素が多すぎると稻の発育障害をきたし、浄水処理においては塩素滅菌の効果が低下する等の問題が生じる。
トリハロメタン生成能	試料水に塩素を強制的に加えてできるトリハロメタンの量をいう。
ふん便性大腸菌群数	人畜のふん便由来の大腸菌群のことをいう。
透明度	水中に含まれる濁りの程度を示す指標である。透明度が低下すると水辺の親水機能は低下する。
全有機炭素	水中の酸化されうる有機物の全量を炭素の量で示したもの。

(別表1)令和5年度公共用水域水質測定計画

水域名 (河川・海域・湖沼名)	測定地点名 (地点統一番号)	類型	測定項目																			測定機関		
			生活環境項目												特殊項目					その他の項目				
			pH	D0	BOD	COD	SS	大腸菌 数	油分	T-N	T-P	Zn	ニッケル 7種類	LAS	底層DO	フェノール	Cu	Mn	T-Cr	NH4-N	トリハロ メタン 生成能	くん 便性 大腸菌 群数	透明度	全有機 炭素
大野川 (大野川)	五ヶ所橋 (201-01)		4	4	4			4	4														県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	本原敷橋 (052-56)	A	4	4	4			4	4														県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	高千穂峠橋 (052-01)	A	6	6	6			6	6		4	4											県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	水ヶ崎橋 (052-02)	A	12	12	12			12	12		4	4	4	4	4								県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	日之影大橋 (052-03)	A	6	6	6			6	6		4	4											県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	神影大橋 (052-57)	A	12																				県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	上南方橋 (052-54)	A	12	12	12			12	12		4	4											延岡市	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	岩熊井堰 (052-53)	A	4	4	4			4	4														県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	三輪 (052-04)	A	12	12	12			12	4		4	4	2	1	1					4	4		国土交通省 4県	
五ヶ瀬川上流 (五ヶ瀬川)	松山橋 (052-05)	A	12	12	12			12	4		4	4								4			国土交通省 延岡市	
五ヶ瀬川下流 (五ヶ瀬川)	五ヶ瀬橋 (004-01)	A	12	12	12			12	12		4	4	4	4	4								4県	
五ヶ瀬川下流 (五ヶ瀬川)	大武 (004-51)	A	4	4	4			4	4		4	4											県	
五ヶ瀬川下流 (五ヶ瀬川)	五ヶ瀬川河口 (004-52)	A	4	4	4			4	4		4	4	4				2	2	4				県	
三ヶ所川 (三ヶ所川)	葛原橋 (067-01)	A	6	6	6			6	6														県	
岩戸川 (十呂久川)	東岸寺用水取水点 (053-51)	AA	6																				県	
岩戸川 (十呂久川)	岩川用水取水点 (053-52)	AA	6																				県	
岩戸川 (岩戸川)	岩戸用水取水点 (053-54)	AA	12																				県	
岩戸川 (岩戸川)	旧鹿狩戸橋 (053-01)	AA	6	6	6			6	6														県	
日之影川 (日之影川)	日之影橋 (076-01)	AA	6	6	6			6	6														県	
綱の瀬川 (綱の瀬川)	綱の瀬橋 (068-01)	AA	6	6	6			6	6														県	
曾木川 (曾木川)	北方橋 (069-01)	AA	12	12	12			12	12														県	
細見川 (細見川)	細見潜水橋 (073-01)	AA	6	6	6			6	6		4	4											県 延岡市	
大瀬川上流 (大瀬川)	大瀬橋 (060-01)	A	12	12	12			12	4		4	4							4				国土交通省 延岡市	
大瀬川下流 (大瀬川)	浜砂 (001-01)	A	6	6	6			6	6														県	
祝子川上流 (祝子川)	桑平橋 (061-01)	AA	12	12	12			12	12														県	
祝子川下流 (祝子川)	小山橋 (003-02)	A	6	6	6			6	6		4	4											県 延岡市	
祝子川下流 (祝子川)	祝子大橋 (003-52)	A	12	12	12			12	12														延岡市	
祝子川下流 (祝子川)	中洲合流点左岸から30m (003-01)	A	12	12	12			12	4		4	4	4					4					国土交通省 延岡市	
北川 (北川)	白石橋 (002-51)	A	4	4	4			4	4														県	
北川 (北川)	鹿小路橋 (002-02)	A	2	2	2			2	2		4	4											県 延岡市	
北川 (北川)	白石 (002-01)	A	12	12	12			12	4		4	4						4					国土交通省	

(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

(別表1)令和5年度公共用水域水質測定計画

水域名 (河川・海域・湖沼名)	測定地点名 (地点統一番号)	類型	測定項目																			測定機関	
			生活環境項目												特殊項目				その他の項目				
			pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌 数	油分	T-N	T-P	Zn	二価 7価	LAS	底層DO	フエノール	Cu	Mn	T-Cr	NH4-N	トリハロ メタン 生成能	くん 便性 大腸菌 群数	透明度
小丸川上流 (小丸川)	高城橋 (036-01)	AA	12	12	12		12	4		4	4	2	1	1					4	4	12		国土交通省 県
小丸川下流 (小丸川)	高鍋大橋 (037-01)	A	12 2	12 2	12 2		12 2	4 2		4 2	4 2	4 2	4 2	4 2					4		12		国土交通省 県 高鍋町
小丸川上流 (板谷川)	塊所橋 (036-52)	AA	4																				県
宮田川上流 (宮田川)	二本松橋 (038-01)	A	6 2	6 2	6 2		6 2	6 2		2	2												県 高鍋町
宮田川下流 (宮田川)	宮田川水門 (039-01)	B	12 2	12 2	12 2		12 2	4 2		4 2	4 2	2 2	1 1	1 1					4		12		国土交通省 県 高鍋町
一ツ瀬川上流 (一ツ瀬ダム)	横野大橋 (041-51)	AA	4	4	4		4	4		4	4												県
一ツ瀬川上流 (一ツ瀬ダム)	一ツ瀬ダム (041-54)	AA	4	4	4		4	4		4	4												県
一ツ瀬川上流 (一ツ瀬川)	杉安橋 (041-01)	AA	12	12	12		12	12				4	4	4									県
一ツ瀬川下流 (一ツ瀬川)	穂北橋 (042-51)	A	4	4	4		4	4															県
一ツ瀬川下流 (一ツ瀬川)	新瀬口橋 (042-01)	A	6	6	6		6	6		4	4	4	4	4					4		4	県	
一ツ瀬川下流 (一ツ瀬川)	一ツ瀬橋 (042-02)	A	6 6	6 6	6 6		6 6	6 6		4 4	4 4	4	4	4					4			県 宮崎市	
三財川上流 (三財川)	前川合流点 (040-01)	AA	6	6	6		6	6															県
三財川中流 (三財川)	霧島橋 (043-01)	A	12	12	12		12	12															県
三財川下流 (三財川)	受閑橋 (044-01)	A	6	6	6		6	6		4	4												県
鬼付女川 (鬼付女川)	小牟田橋 (045-01)	A	6	6	6		6	6															県
一ツ瀬川下流 (日置川)	観音橋 (042-52)	A	4	4	4		4	4															新富町
石崎川 (石崎川)	原田橋 (074-52)	B	6	6	6		6	6															宮崎市
石崎川 (石崎川)	岩瀬橋 (074-51)	B	6	6	6		6	6															宮崎市
石崎川 (石崎川)	石崎橋 (074-01)	B	12	12	12		12	12		4	4												宮崎市
石崎川 (新名爪川)	羽毛矢橋 (074-53)	B	6	6	6		6	6		4	4												宮崎市
川内川 (川内川)	加久藤橋 (059-52)	A	4	4	4		4	4															県
川内川 (川内川)	上真幸橋 (059-54)	A	4	4	4		4	4															県
川内川 (川内川)	舟沢橋 (059-01)	A	12	12	12		12	4		4	4	4	4	4									国土交通省 県
川内川 (鉄山川)	下久保原橋 (059-55)	A	4	4	4		4	4															えびの市
川内川 (長江川)	長江川橋 (059-56)	A	4	4	4		4	4															えびの市
大淀川上流 (大淀川)	今迫橋 (017-01)	A	12 12	12 12	12 12		12 12	12 12		4 6	4 6								4				県 都城市
大淀川上流 (大淀川)	岳下橋 (017-51)	A	4 4	4 4	12 12		4 4	12 12		6 4	6 4								4	12			国土交通省 都城市
大淀川中流 (大淀川)	志比田橋 (028-01)	B	12 12	12 12	12 12		12 12	12 12		6 6	6 6	2 1	1 1						4	12			国土交通省 県 都城市
大淀川中流 (大淀川)	乙房橋 (028-51)	B	4 4	4 4	12 12		4 4	12 12		6 4	6 4								4	12			国土交通省 都城市

(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

(別表1)令和5年度公共用海域水質測定計画

水域名 (河川・海域・湖沼名)	測定地点名 (地点統一番号)	類型	測定項目																				測定機関		
			生活環境項目												特殊項目				その他の項目						
			pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌 数	油分	T-N	T-P	Zn	二価 7価鉄	LAS	底層DO	フエノール	Cu	Mn	T-Cr	NH4-N	トリハロ メタン 生成能	粪便性 大腸菌 群数	透明度	全有機 炭素	
福島川下流 (福島川)	上町橋 (049-02)	A	6	6	6		6	6		4	4									4			4	県	
福島川下流 (福島川)	藏元橋 (049-52)	A	4	4	4		4	4		4	4													串間市	
福島川下流 (福島川)	金谷橋 (049-01)	A	6	6	6		6	6		4	4			1										県	
福島川下流 (福島川)	福島川河口 (福島川)	A	4	4	4		4	4		4	4													県	
大平川上流 (大平川)	田の野橋 (047-01)	AA	12	12	12		12	12																県	
大平川下流 (大平川)	外行橋 (050-01)	A	6	6	6		6	6		4	4													県	
福島川下流 (善田川)	今町橋 (049-03)	A	6	6	6		6	6		4	4													県	
日豊海岸国定公園地先海域	北浦湾No.1 (609-01)	A	12	12		12		12	4	4	4													県	
日豊海岸国定公園地先海域	北浦湾No.2 (609-54)	A	4	4		4		4	4															県	
北浦湾	北浦湾No.3 (615-01)	A	12	12		12		12	4	4	4													県	
日豊海岸国定公園地先海域	下阿蘇水泳場 (609-58)	A	8			8																8		県	
日豊海岸国定公園地先海域	熊野江海水浴場 (609-57)	A	8			8																8		県	
日豊海岸国定公園地先海域	熊野江港沖 (609-02)	A	12	12		12		12	4	4	4													県	
日豊海岸国定公園地先海域	須美江海水浴場 (609-52)	A	8			8																8		県	
延岡湾	五ヶ瀬川導流堤東750m (601-02)	A	12	12		12		12	4	4	4					4		6			6		4	4	県
延岡湾	沖田川河口東750m (601-03)	A	12	12		12		12	4	4	4						12			12				県	
延岡湾	沖田川河口東3,000m (601-01)	A	12	12		12		12	4	4	4					6			6					県	
延岡湾	土々呂湾央 (601-51)	A	4	4		4		4	4	4	4					4		4						県	
延岡湾	赤水湾口 (601-52)	A	4	4		4		4	4	4	4					2		4						県	
尾末湾	向ヶ浜沖 (611-01)	A	12	12		12		12	4	4	4													県	
細島港(甲)	竹島乙島中央 (610-02)	B	12	12		12		12	4	4	4													県	
細島港(甲)	工業港 (610-51)	B	4	4		4		4	4	4	4						4							県	
細島港(甲)	工業港出入口 (610-01)	B	12	12		12		12	12	4	4						12							県	
尾末湾	飛島北2,000m (611-02)	A	12	12		12		12	4															県	
細島港(乙)	商業港 (612-01)	B	12	12		12		12	4	4	4													県	
尾末湾	商業港出入口 (611-03)	A	12	12		12		12	4	4	4													県	
日豊海岸国定公園地先海域	御鉢ヶ浦海水浴場 (609-59)	A	8			8															8			県	
日豊海岸国定公園地先海域	伊勢ヶ浜海水浴場 (609-03)	A	8	4		8		4	2												8			県	
日豊海岸国定公園地先海域	お倉ヶ浜海水浴場 (609-55)	A	8			8															8			県	
日豊海岸国定公園地先海域	金ヶ浜海水浴場 (609-56)	A	8			8															8			県	
小丸川河口海域	高鍋海水浴場 (702-01)		8			8															8			県	

(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

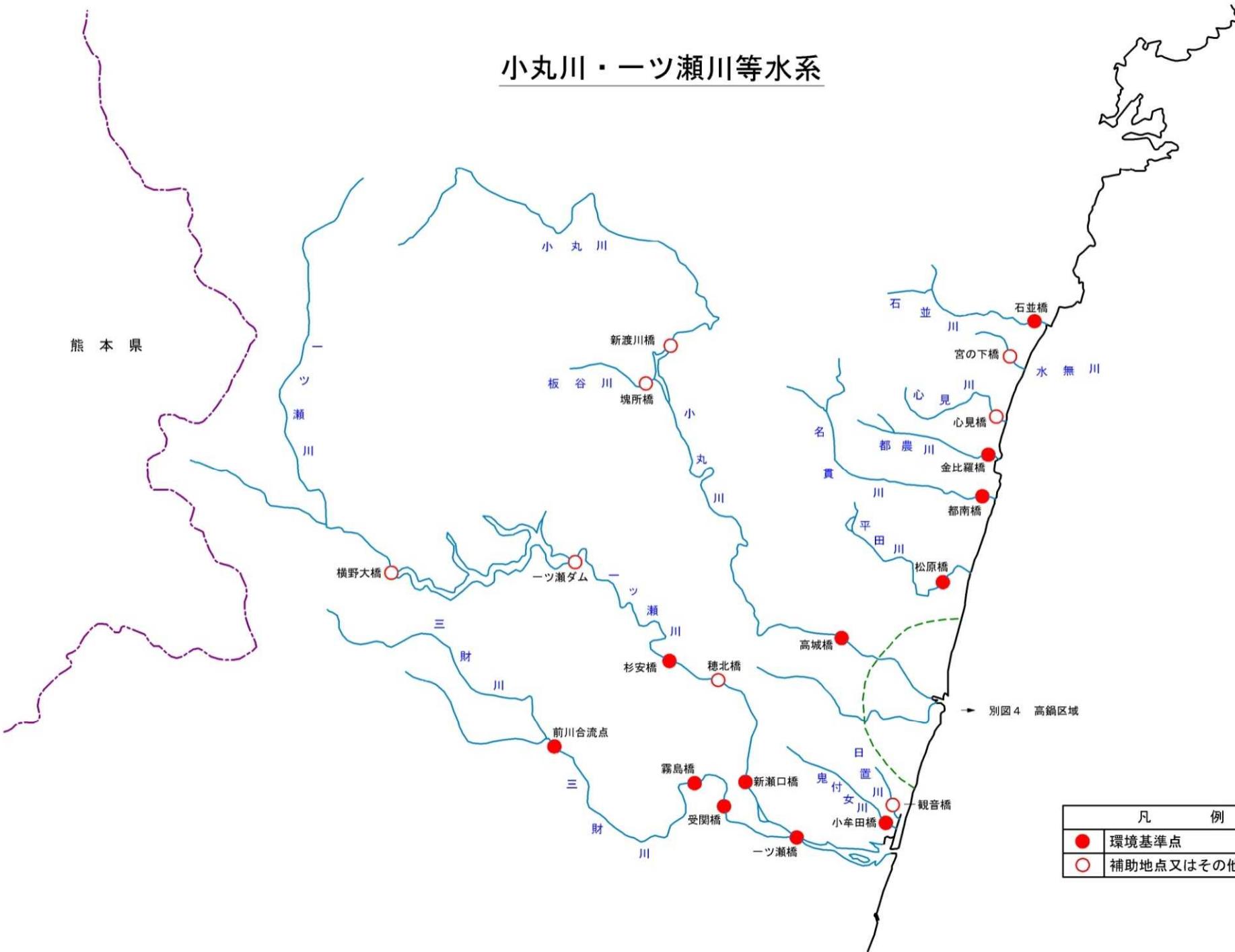
(別表1) 令和5年度 公共用 水域水質測定計画

(別表1) 令和5年度 公共用水域水質測定計画

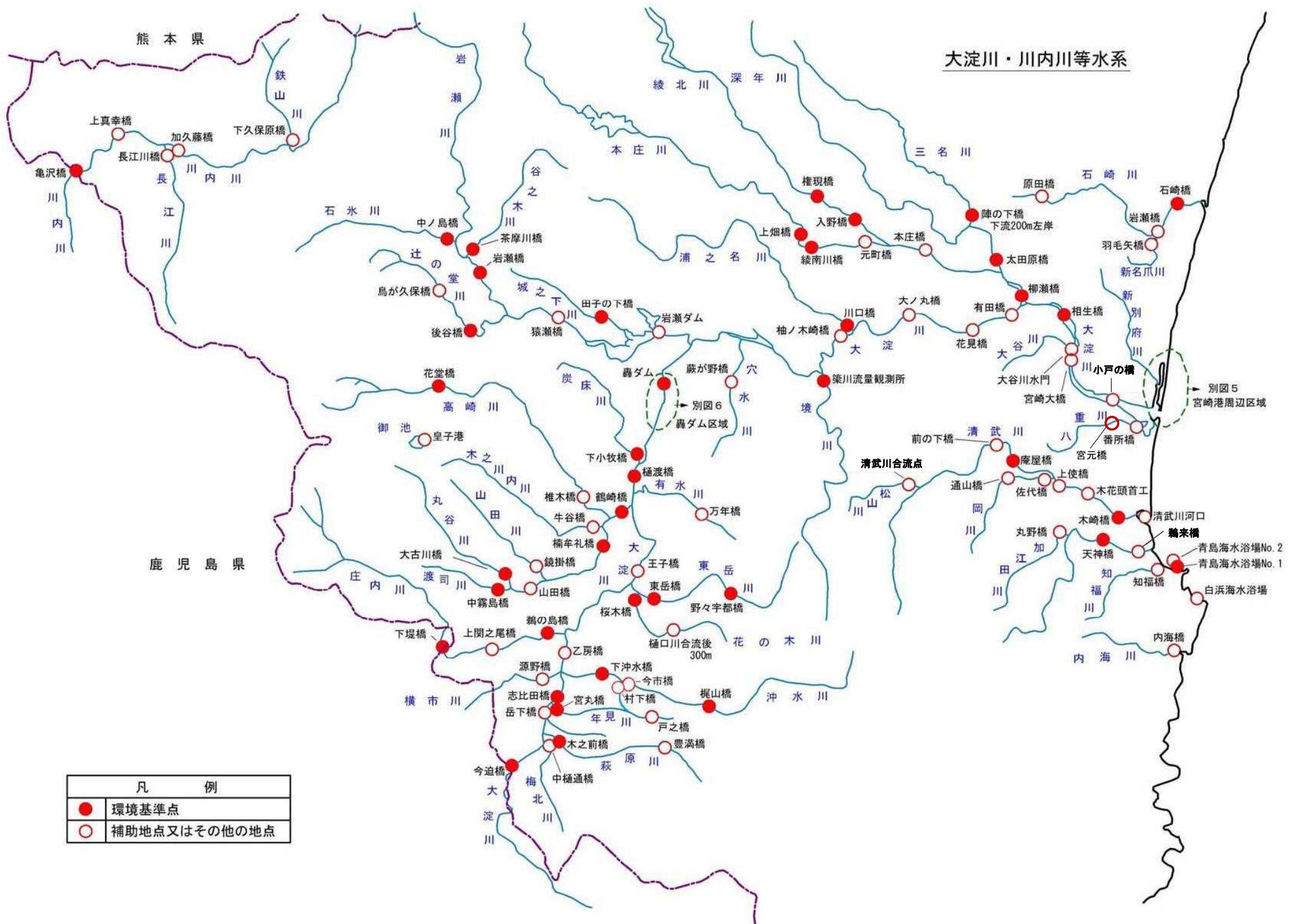
## 公共用水域水質測定地点図



## 小丸川・一ツ瀬川等水系



## 大淀川・川内川等水系

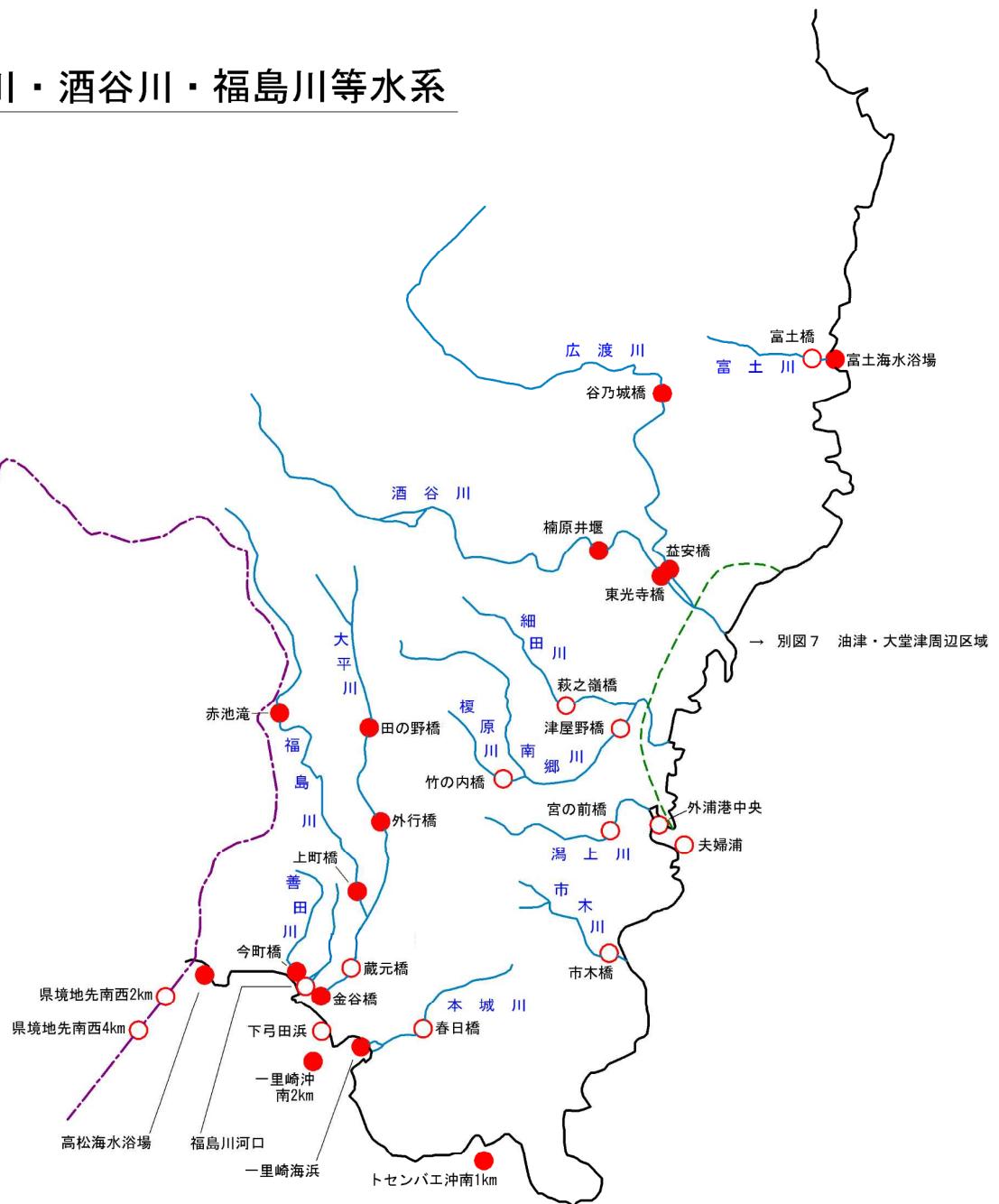


凡 例	
●	環境基準点
○	補助地点又はその他の地点

## 広渡川・酒谷川・福島川等水系

鹿児島県

凡 例	
●	環境基準点
○	補助地点又はその他の地点

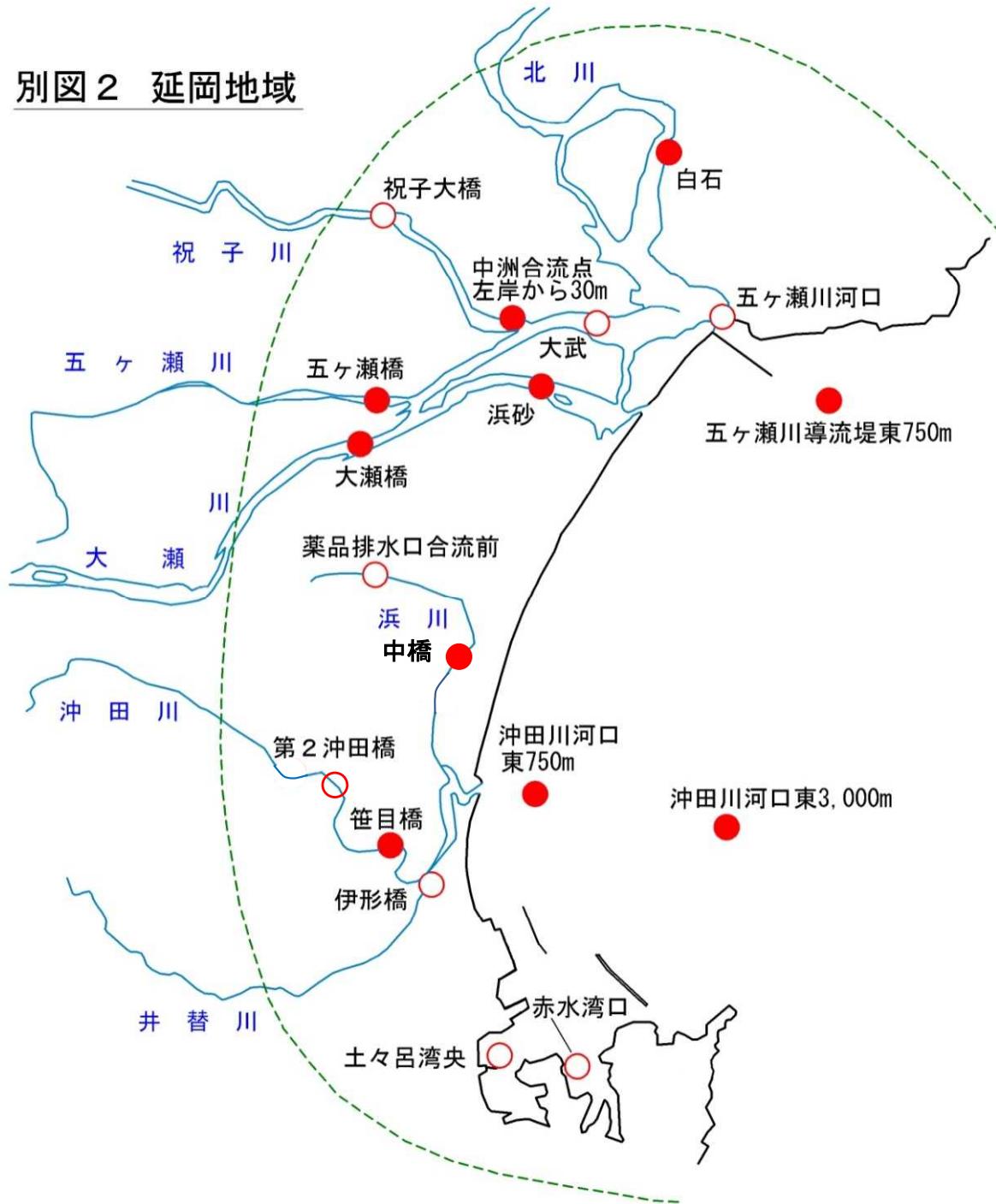


別図1 高千穂区域

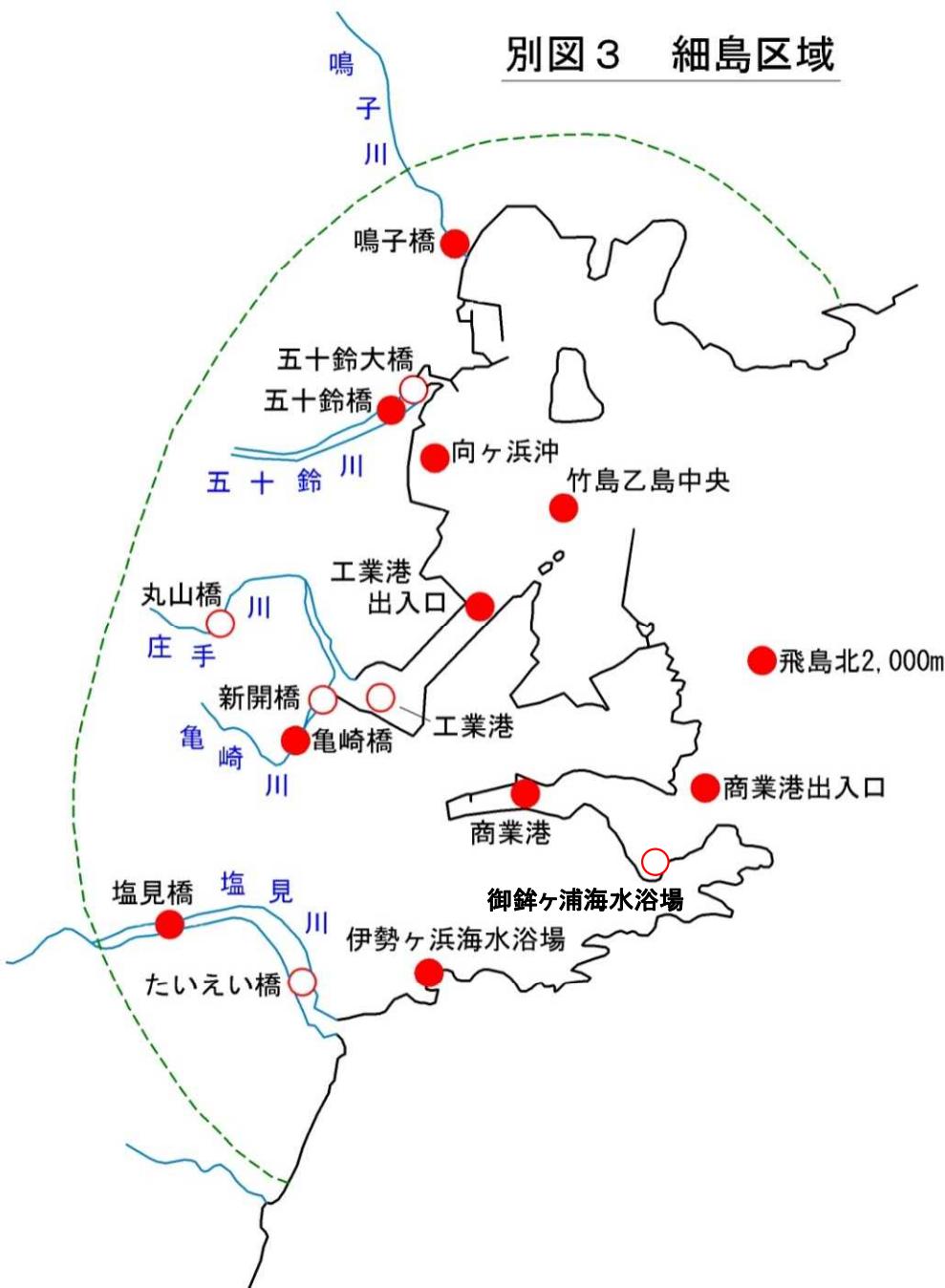


凡 例	
●	環境基準点
○	補助地点又はその他の地点

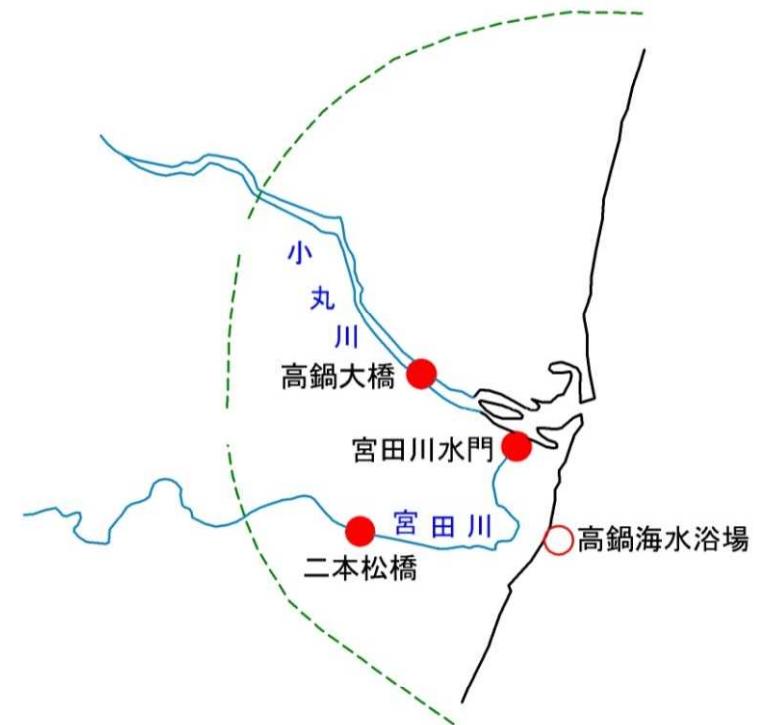
別図2 延岡地域



別図3 細島区域

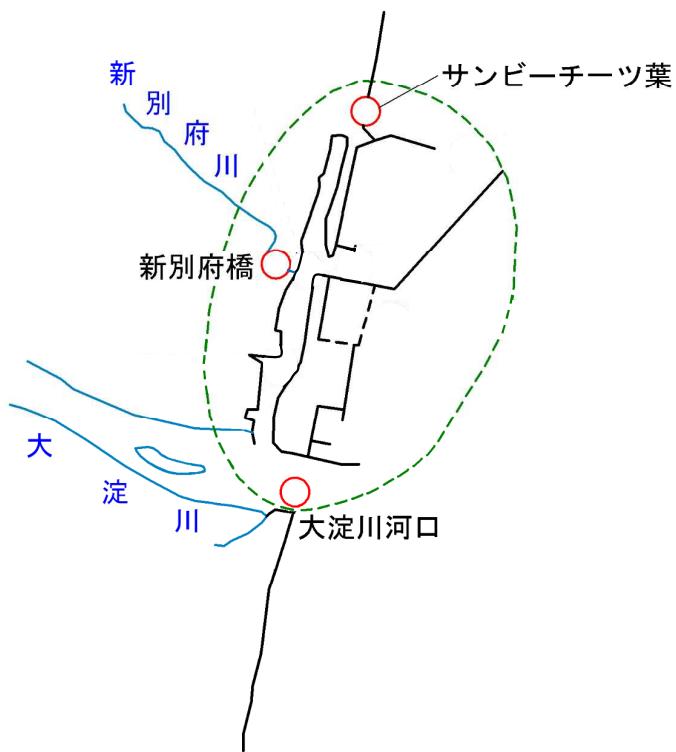


別図4 高鍋区域

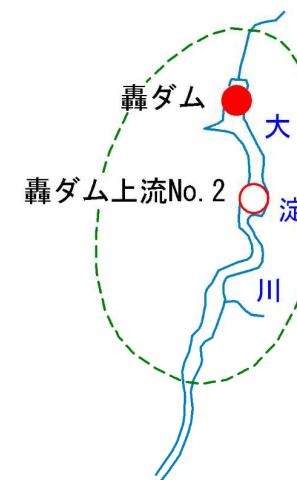


凡 例	
●	環境基準点
○	補助地点又はその他の地点

別図5 宮崎港周辺区域

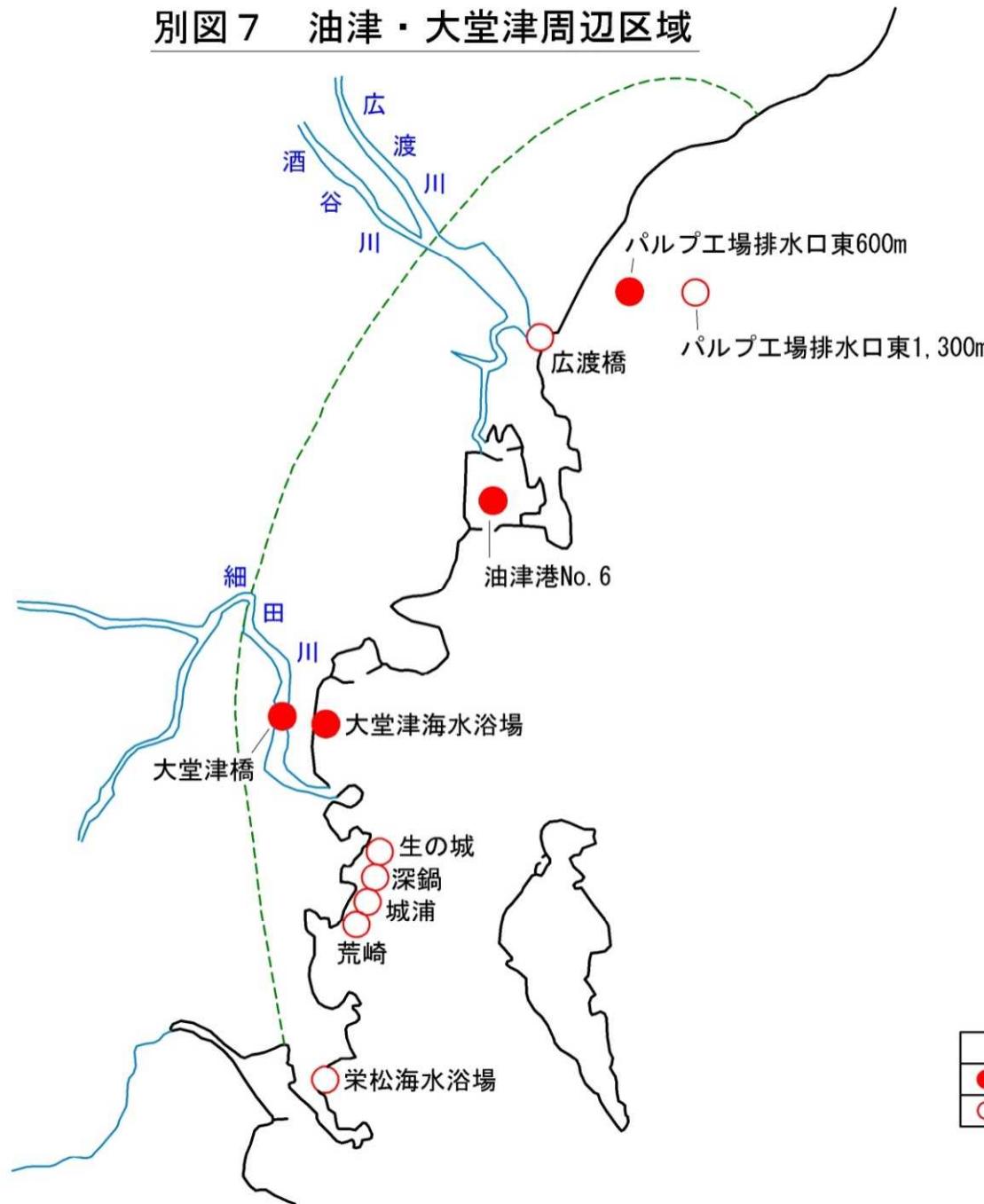


別図6 轟ダム区域



凡 例	
●	環境基準点
○	補助地点又はその他の地点

別図7 油津・大堂津周辺区域



凡 例	
●	環境基準点
○	補助地点又はその他の地点

# 地下水の水質測定計画

## 令和5年度 地下水の水質測定計画

### 第1 趣旨

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、本県の区域に属する地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 測定方法等

#### 1 測定の期間

測定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

#### 2 測定の項目

測定の項目は、次の区分により、当該地点の特性に応じて選定するものとする。

##### (1) 環境基準項目（28項目）

カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr(VI))、  
砒素(As)、総水銀(T-Hg)、アルキル水銀(R-Hg)、PCB、ジクロロメタン、  
四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-  
ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(MC)、1,1,2-トリクロロエタン、ト  
リクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、1,3-ジクロロプロペ  
ン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜  
硝酸性窒素(NO<sub>3</sub>-N・NO<sub>2</sub>-N)、ふつ素、ほう素及び1,4-ジオキサン

※アルキル水銀は総水銀が0.0005mg/L以上検出された場合に測定する。

##### (2) 要監視項目（20項目）

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、  
ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニ  
ル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、ク  
ロルニトロフェン、トルエン、キシレン、ニッケル、モリブデン及びアンチモン

#### 3 実施機関及び測定地点

測定は、県、国土交通省及び宮崎市が調整を図って実施するものとし、測定の地点  
及びその内容については別表1のとおりとする。

#### 4 測定の回数

測定は、原則として年1回とし、地域の特性に応じて所要の回数を実施する。その  
内容は、別表1のとおりである。

### 5 測定の方法

測定の方法は、平成9年3月13日環境庁告示第10号等に定められた方法による  
ものとする。

### 第3 測定結果等

#### 1 送付

実施機関は、測定結果を年度末までに知事に送付するものとする。

#### 2 その他

- (1) 実施機関は、環境基準等に適合しない測定項目があるときには、結果を遅滞なく  
知事に連絡するものとする。
- (2) この計画に定めのない事項について必要があるときは、その都度知事と各測定実  
施機関が協議の上、定めるものとする。
- (3) 地下水の測定結果により、その周辺地域の地下水の水質について調査の必要があ  
る場合は、周辺調査を実施するものとする。

#### (参考)

##### 地下水の測定地点数（令和4年度との比較）

調査区分	実施機関	測定本数	
		令和4年度	令和5年度
概況	有害物質使用	県	20
	事業場周辺調査	宮崎市	9
		計	29
	定点調査	国土交通省	2
	メッシュ調査	県	44
		宮崎市	3
調査		計	47
		小計	78
		県	29
		宮崎市	18
継続監視調査		計	47
		合計	125
			123

## 令和5年度 地下水質測定計画

## (概況調查：有害物質使用事業場周辺調査（1）)



## 令和5年度 地下水質測定計画

(概況調査：定点調査)

番号	市町村名	測定項目																							測定機関				
		環境基準項目																											
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン(塗化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロブロベン	チカラム	シマジン	チオヘンガルフ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素	1,4-ジオキサン
29	宮崎市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	1		2	国
30	宮崎市																									1			国



## 令和5年度 地下水質測定計画

### (概況調査：メッシュ調査 (1))



## 令和5年度 地下水質測定計画

## (概況調査：メッシュ調査 (2))



## 令和5年度 地下水質測定計画

(継続監視調査(1))

番号	市町村名	測定項目																					測定機関					
		環境基準項目																										
		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロブロヘン	チカラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふつ素	ほう素
78	延岡市						1																					県
79	延岡市						1																					県
80	延岡市						1																					県
81	延岡市		1							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	県
82	延岡市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
83	延岡市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
84	延岡市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
85	延岡市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
86	延岡市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
87	延岡市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
88	延岡市										1				1			1	1	1							県	
89	日向市									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	県
90	日向市									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	県
91	日向市																							1			県	
92	日向市		1																									県
93	川南町																							1				県
94	新富町																							1				県
95	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
96	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
97	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
98	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
99	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
100	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
101	宮崎市	1	1						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
102	宮崎市								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	宮崎市
103	宮崎市																							1			宮崎市	
104	宮崎市																							1			宮崎市	
105	宮崎市																							1			宮崎市	
106	宮崎市																							1			宮崎市	



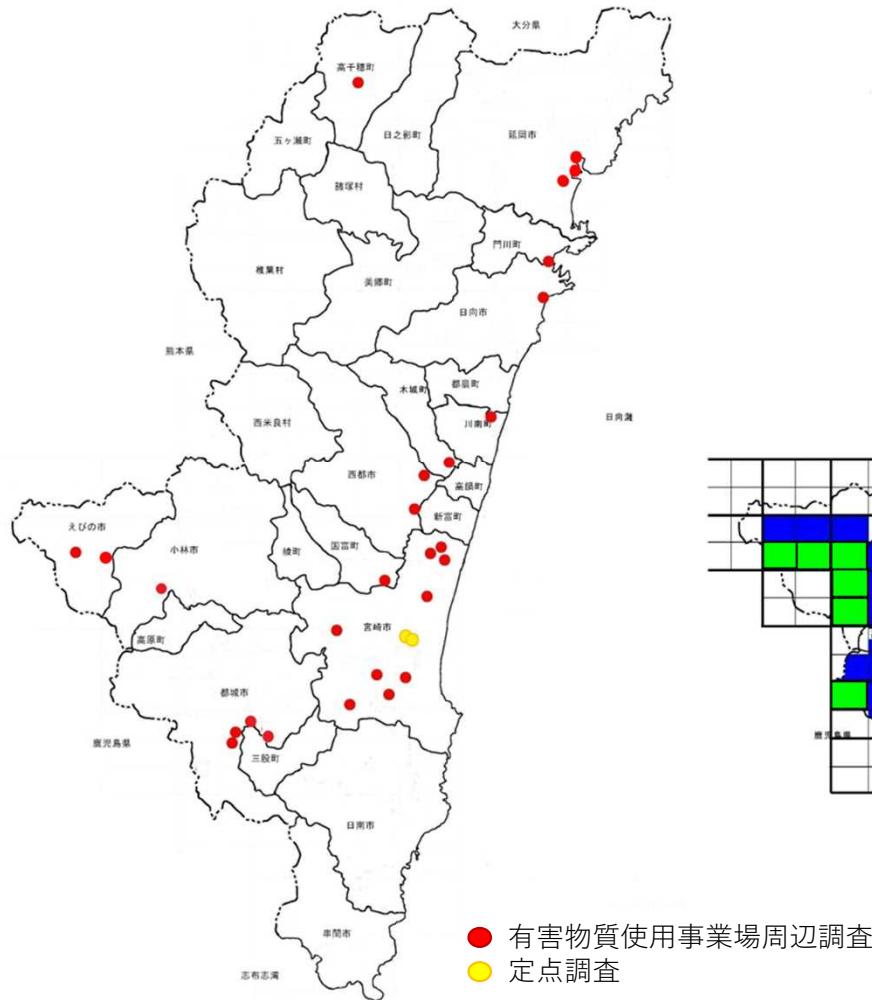
## 令和5年度 地下水質測定計画

### (継続監視調査(2))

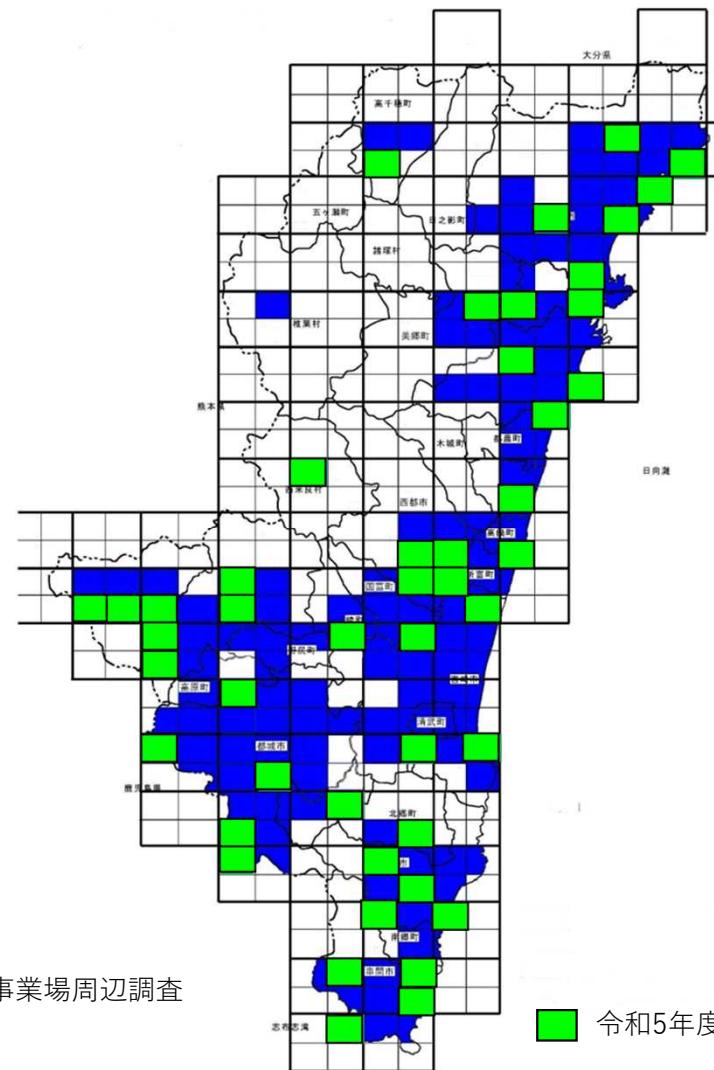
番号	市町村名	測定項目																	測定機関	備考		
		要監視項目																				
		クロホム	1,2-ジクロブロバン	p-ジクロベンゼン	イリキサチオノン	タ'イアジ'ノン	フェニトオラン	イソブ'ロチオラン	オキシン銅	クロタロニル	フ'ロビ'サ'ミド	EPN	ジ'クロムホ'ス	フェノブ'カルフ'	イブ'ロヘ'ンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	ニッケル	モリブ'デ'ン	アンチモン	
107	宮崎市																				宮崎市	
108	宮崎市																				宮崎市	
109	宮崎市																				宮崎市	
110	宮崎市																				宮崎市	
111	宮崎市																				宮崎市	
112	宮崎市																				宮崎市	
113	都城市																				県	
114	都城市																				県	都城北部観測井 1
115	都城市																				県	都城北部観測井 2
116	都城市	1									1										県	都城南部観測井 1
117	都城市	1									1										県	都城南部観測井 2
118	都城市																				県	都城西部観測井 1
119	都城市																				県	都城西部観測井 2
120	都城市																				県	都城東部観測井 1
121	都城市																				県	都城東部観測井 2
122	都城市																				県	都城中央観測井 1
123	都城市																				県	都城中央観測井 2

## 地下水水質測定地点図

## 概況調査：有害物質使用事業場周辺調査 定点調査



## 概況調査：メッシュ調査



## 継続監視調査

